

いじめ防止基本方針

田野町立田野中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけではなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このような状況のなか、本校においては、日々の教育活動を通し「いじめは絶対許さない。」という強い姿勢、決意をもって取り組んでいるところである。子どもたち一人ひとりが「夢」、「希望」、「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な学校づくりを主体的に進めなければならない。

このいじめ防止基本方針は、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために、田野町教育委員会、学校、家庭、地域住民その他関係者が連携しながら、それぞれが主体的、積極的に取り組むよう、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、夢を育み様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、田野町教育委員会、学校、家庭、地域住民その他関係者連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

<運用上の注意点>

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、外見的には、けんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

<具体的ないじめの態様>

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査によれば、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめの防止等対策委員会」

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱えこまずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、学校の基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校でのいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

(1) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正
- ③ いじめに関する校内研修の企画・検討
- ④ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ⑤ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ⑥ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑦ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

なお、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織については、学校がその調査を行う場合は、この組織の母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

第5 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- ① 全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ② 居場所づくり、仲間づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- ③ 分かる授業づくりに取り組み、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④ 日々の授業のなかで、当たり前前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

<集団づくり・生徒理解>

- ① すべての生徒に集団の一員であるという自覚と自信を育む。
- ② 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく。
- ③ 障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- ④ 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- ⑤ 特別活動、学級活動等の時間など、学級単位の指導を生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬、9月上旬等）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。

<生徒指導>

- ① チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等、学習規律等の確認をする。
- ② いじめている生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- ③ 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるような働きかけをする。

<教職員の資質能力の向上>

- ① 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ② 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- ③ すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）

- ② 普段から生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- ③ 欠席の場合は、家庭訪問を行い状況を把握する。月3日の欠席がある場合は、個別面談を行う。
- ④ 生活日誌や個人ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日誌等も活用する。
- ⑤ 気になる変化が見られた、遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった場合、5 W 1 H (いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように) をメモし、教職員がいつでも共有できるようにしておく。
- ⑥ 職員会の項目に必ず「生徒理解」を入れ、情報を共有する。
- ⑦ 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

(3) いじめの対応

- ① 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- ② 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③ いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで「組織」が責任を持つ。
(問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。)
- ④ 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考える場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、田野町教育委員会とも連絡をとり、所轄警察署と相談して対処する。
- ⑤ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ⑦ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、田野町教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ⑧ 生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ⑨ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

第7 PTAや地域の関係団体等との連携について

- ① PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ② いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査にかかるいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

◎重大事態の意味

第28条第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが考えられる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに田野町教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(3) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態対策委員会を設ける。

この組織の構成については、田野町教育委員会と協議のうえ決めることとする。なお、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を求め、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。